

令和5年度
宮下自治会
宮下消防後援会
宮下自治会団地管理組合法人
定期総会

定期総会資料

令和6年3月31日（日）

13時～

こぼと児童館

宮下自治会・宮下消防後援会・宮下自治会団管理組合法人 定期総会 式次第・資料目次

式 次 第	資 料 目 次
◇開会のことば	
◇自治会長あいさつ	
◇議長団選出・書記任命	
— 議題 —	
◆令和5年度 宮下自治会	◆令和5年度 宮下自治会
(第1号議案) 事業報告	◇令和5年度 宮下自治会 事業報告 P1～2
(第2号議案) 会計報告	" 専門委員会活動報告 P3～4
会計監査報告	◇令和5年度 会計報告 P5
～ 質疑応答 ～	◇ 会計監査報告 P6
◆令和5年度 宮下消防後援会	◆令和5年度 宮下消防後援会
(第3号議案) 宮下消防団活動報告	◇令和5年度 宮下消防団活動報告 P7
(第4号議案) 決算報告	◇宮下消防後援会 令和5年度決算報告 P8
会計監査報告	◇ 会計監査報告 P9
～ 質疑応答 ～	
◆令和6年度 宮下自治会	◆令和6年度 宮下自治会
(第5号議案) 役員名簿(案)	◇令和6年度 宮下自治会 役員名簿(案) P10
執行部及び区長紹介・承認	◇令和6年度 " (区長・班長)名簿 P11
◇新自治会長あいさつ	◇令和6年度 宮下自治会 事業計画(案) P12～13
(第6号議案) 事業計画(案)	◇令和6年度 宮下自治会 予算(案) P5
(第7号議案) 予算(案)	
～ 質疑応答 ～	
◆令和6年度 宮下消防後援会	◆令和6年度 宮下消防後援会
(第8号議案) 役員名簿(案)	◇令和6年度 宮下消防後援会 役員名簿(案) P14
役員紹介・承認、団員紹介	宮下消防団 団員名簿
(第9号議案) 宮下消防団活動計画(案)	◇令和6年度 宮下消防団活動計画(案) P15
(第10号議案) 予算(案)	◇宮下消防後援会 令和6年度 予算(案) P8
～ 質疑応答 ～	
◆宮下自治会団地管理組合法人	◆宮下自治会団地管理組合法人
(第11号議案) 令和5年度 事業報告	◇令和5年度 宮下自治会団地管理組合法人 P16
役員紹介(令和5年度・6年度)	事業報告
(第12号議案) 令和6年度 事業計画(案)	◇令和5年度・6年度
～ 質疑応答 ～	宮下自治会団地管理組合法人 役員名簿 "
◇議長団解任	◇令和6年度 宮下自治会団地管理組合法人
◆感謝状贈呈	事業計画(案) "
被表彰者 鈴木 加代子さん(9年)	◆会則等
黒川 修司さん(3年)	◇宮下自治会会則 P17～19
◇閉会のことば	◇宮下自治会慶弔規定 P20
	◇宮下自治会会館管理運営規定 P21
	◇宮下自治会会館管理運営細則 P22～23
	◇宮下消防後援会会則 P24
	◇宮下自治会団地管理組合法人会則 P25～26
	◇宮下自治会 個人情報取扱方針 P27～28

令和5年度 宮下自治会 事業報告

◆・・・自治会内 ◇・・・自治会外

年 月 日	事業内容	専門委員会他
令和5年 4月	2日 ◆班長研修（活動内容等説明） ※4部制で実施 27日 ◇小山地区自治会連合会総会 ※書面決議 全議案可決 2～30日 ◆自治会費集金 上期分（4月～9月） 4月～7月の4月分を免除 ◆青パト防犯パトロール（日中・夜間）4月～12月（93回） ◆わんわんパトロール ～通年～ （協力者103名） ◆道路標識、カーブミラー管理・補修 ～通年～ ◆防犯灯管理・補修 ～通年～ ◆さりげない見守り（要援護者）活動 ～通年～	執行部・新区長・新班長 会長・副会長 会計 防犯委員会 防犯委員会 交通委員会 防犯委員会 福祉委員会
5月	◇小山地区各種球技大会出場（5月～12月） ◆道路標識、カーブミラー新設等申請受付（5月～6月実施 10箇所） 28日 ◇ゲートボール大会 28日 ◆クリーンキャンペーン（広場等清掃、不法投棄物等一斉撤去活動）	体育委員会 交通委員会 体育委員会 環境委員会
6月	1日 ◆「みやしも自治会だより」1号発行 ◆防犯灯新設申請受付 委員会で独自調査・申請（17灯） 11日 ◇ビーチボール大会 17日 ◆各種関連団体補助金支給（4団体） 24日 ◇小山ふれあい広場一斉清掃 25日 ◇ファミリーバドミントン大会 26日 ◆夜間防犯パトロール（6月26日～30日 5日間）	広報委員会 防犯委員会 体育委員会 三役・各種団体 執行部 体育委員会 防犯委員会
7月	23日 ◆夏祭り納涼大会 会場準備（小山ふれあい広場） 29日 ◆夏祭り納涼大会	文化委員会 文化委員会
8月	20日 ◆夜間防犯パトロール（8月21日～25日 5日間）	防犯委員会
9月	1日 ◆「みやしも自治会だより」2号発行・夏祭り特集号発行 1日 ◇第44回九都県市合同防災訓練兼市総合防災訓練（自主防災隊参加） 9日 ◇小山地区ふるさと祭り 爽涼会 18日 ◆敬老行事（記念品配布）対象689名（75歳以上） 23日 ◆秋の交通安全運動啓発キャンペーン（地区内コンビニ等3店舗） 24日 ◇小山地区ふるさと祭り 運動会	広報委員会 防災委員会 文化委員会 福祉委員会 交通委員会 体育委員会
10月	1日 ◇赤い羽根街頭募金活動 ◆自治会費集金 下期分（10月～3月） 15日 ◇小山地区自治連総合防災訓練（台風の接近により中止） 15日 ◇グランドゴルフ大会 22日 ◇ソフトボール大会 23日 ◆夜間防犯パトロール（10月23日～27日 5日間）	会長 会計 防災委員会 体育委員会 体育委員会 防犯委員会

令和5年度 宮下自治会 事業報告

2/2

◆・・・自治会内 ◇・・・自治会外

年 月 日	事業内容	専門委員会他
11月	5日 ◇ソフトボール大会 6日 ◆青パト実施者講習 (11名受講) 12日 ◆普通救命講習 (18名受講) 15日 ◇小山地区自治会連合会視察研修 (地区内企業) (中止) 19日 ◇相模原市美化運動推進功労者表彰 (当自治会から1名受賞) 26日 ◆クリーンキャンペーン (広場等清掃、不法投棄物等一斉撤去活動) ◇交通危険箇所要望 (小山地区自治会連合会)	体育委員会 防犯委員会 防災委員会 会長 環境委員会 交通委員会
12月	1日 ◆「みやしも自治会だより」3号発行 ◆さりげない見守り活動意見交換会 中止 3日 ◇ファミリーバドミントン大会 ◇電柱幕等設置状況調査 (中央地区安全・安心まちづくり推進協議会) ◇小山地区自治連総合年末夜間パトロール 2回実施 18日～22日 ◆歳末特別警戒・青色夜間防犯パトロール実施 25日～29日 ◆歳末特別防災パトロール実施 (班別)	広報委員会 福祉委員会 体育委員会 副会長・交通委員会 防犯委員会 防犯委員会 防災委員会
令和6年	6日 ◇小山地区自治連新春のつどい	会長
1月	8日 ◆だんご焼き大会 もみの木広場 お焚き上げ、ダンゴ飲食の提供 21日 ◆役員研修 (宇都宮市 ライトレール視察)	文化委員会 執行部・区長・協力員
2月	◆区長・班長アンケート	事務局
3月	1日 ◆「みやしも自治会だより」4号発行 3日 ◆団地管理組合理事会 ◆令和6年度自治会執行部役員推挙 ◆新旧区長引継ぎ・令和6年度新区長研修会 17日 ◆令和5年度会計監査 31日 ◆令和5年度定期総会	広報委員会 管理組合理事・三役 執行部・新旧区長 執行部・新年度区長 三役・監事 事務局

* 防犯パトロール (青パト含む) : 随時実施

* 三役会議、副会長会議、各専門委員会会議 随時開催

* 執行部会議 (12回開催)

* 区長会議 (12回開催)

* 自治会館使用状況 (296コマ・5,685人)

* 自治会費の減額

前年度事業の縮小により余った予算分について自治会費の減額 (4月～7月分) を行った。

* 小山地区自治会連合会理事会・各部会・まちづくり会議等への出席

令和5年度 宮下自治会 専門委員会活動報告 (1/2)

委員会名	主な活動内容	
<p>文化委員会</p> <p>委員長 熊谷勉 副委員長 3名 委員 20名 協力員 2名</p> <p>担当副会長 加治左近</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の開催 (4月15日・5月13日・6月17日・7月15日・12月17日) ・ 関係団体打合せ(5月21日・6月17日) ● 夏祭り納涼大会開催(7月29日) ・ 会場準備及び片付け(7月23日・7月29日・7月30日) ● 小山地区ふるさとまつり爽涼会 参加・協力(9月9日) ● だんご焼き大会(1月8日) もみの木広場 だんご、甘酒、マシュマロ、ジュースを提供 	 <p style="text-align: center;">R5. 7. 29 夏祭り納涼大会 ダンスパフォーマンス:パンプキン</p>
<p>体育委員会</p> <p>委員長 清水陽子 副委員長 4名 委員 19名 協力員 4名</p> <p>担当副会長 五十嵐昭浩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の開催 (4月16日・8月20日・1月27日) ・ 関係団体打合せ(6月17日) ● 夏祭り納涼大会 準備手伝い(7月29日) ● 公民館各種体育行事への参加・協力 ・ ゲートボール大会(5月28日) ・ ビーチボール大会(6月11日) ・ ファミリーバドミントン大会(6月25日) ・ 小山地区ふるさとまつり運動会(9月24日)(5位) ・ グランドゴルフ大会(10月15日) ・ ソフトボール大会(10月22日・11月5日)(3位) ・ 市民ファミリーバドミントン大会(12月3日) ・ 駅伝大会(2月18日) 	<p style="text-align: center;">ビーチボール大会</p>   <p style="text-align: center;">ファミリーバドミントン大会</p>
<p>福祉委員会</p> <p>委員長 大石芳樹 副委員長 2名 委員 14名</p> <p>担当副会長 井手真博</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の開催 (5月1日・6月18日・2月18日) ● 夏祭り模擬店出店 (金魚すくい)(延べ698名) ● 敬老行事 長寿記念品の配布 (9月) 対象者 689名 (対前年度比31名増) ● さりげない見守り活動 	 <p style="text-align: center;">夏祭り ちびっこに好評だった金魚すくい</p>
<p>環境委員会</p> <p>委員長 高木宏政 副委員長 2名 委員 13名 協力員 3名</p> <p>担当副会長 山崎正己</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の開催 (5月14日・7月9日) ● 広場・公園管理(通年) ・ もみの木広場の清掃・メンテナンス ● ゴミ集積所の管理 移設等 (通年) ● クリーンキャンペーン実施(5月28日・11月26日) 5月の実績(放置自転車3台、廃棄処分ごみ47袋他) 11月の実績(放置自転車 台、廃棄処分ごみ 袋) ● 不法投棄粗大ゴミへの対応(随時) ● ゴミ集積所用飛散防止ネットの配布 	 <p style="text-align: center;">R5. 5. 28実施 クリーンキャンペーン (もみの木広場清掃の様子)</p>

令和5年度 宮下自治会 専門委員会活動報告 (2/2)

委員会名	主な活動内容	
<p>交通委員会</p> <p>委員長 横田泰之 副委員長 2名 委員 13名</p> <p>担当副会長 原 常夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の開催 (5月21日・7月23日・3月17日) ● 道路標識、カーブミラー等新規設置申請 申請箇所取りまとめ・現地確認(5月～6月)(10箇所) 市・警察へ申請(依頼書提出)(8月15日) ● 既存交通安全施設等補修依頼(通年) 市通報アプリを活用した補修依頼(5件) ● 交通安全啓発活動 地区内交通事故発生状況報告等 秋の交通安全運動啓発キャンペーン(9月23日実施) (ベルク、セブンイレブン宮下店・宮下北店の3店舗) ● 道路使用許可申請 (警察との協議のみ) 	 <p style="text-align: center;">ベルク セブンイレブン</p> <p style="text-align: center;">R5. 9. 23実施 秋の交通安全運動啓発キャンペーンの様子</p>
<p>防犯委員会</p> <p>委員長 日高幸之助 副委員長 3名 委員 14名 協力員 2名</p> <p>担当副会長 原 常夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の開催 (5月20日・8月20日) ● 青パト実施者講習会開催(11月6日)(11名受講) ● 青パト協力者会議(R6年2月10日) ● 管内犯罪発生情報の提供 ● 防犯灯管理 防犯灯新設 17灯設置依頼 ● 防犯パトロール(通年) <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中小学校下校時の青色防犯パトロール 4月～12月実施 93回(協力者186名) ・ 夜間防犯パトロール 年4回(計20日)実施 6月26日～6月30日 5日間実施 8月21日～8月25日 5日間実施 10月23日～10月27日 5日間実施 12月18日～12月22日 5日間実施 ・ 小山地区自治連総合年末夜間パトロール 2回実施 ・ わんわんパトロール実施 協力者 103名 相模原市自治会連合会表彰受賞(R5年6月) 	  <p style="text-align: center;">わんわんパトロール 感謝状</p>
<p>防災委員会</p> <p>委員長 前川祐治 副委員長 2名 委員 13名 協力員 2名</p> <p>担当副会長 佃 文明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の開催 (5月20日・9月10日) ● 自主防災隊編成・届出(4月) ● 防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市総合防災訓練(9都県市合同)参加(9月1日) ・ 宮下自治会防災訓練企画・実施(9月)中止 ・ 小山自治連防災訓練参加(10月15日・雨天により中止) ● 普通救命講習(11月12日)(18名受講) ● 歳末防災パトロール(12月、各班毎)実施 ● 防災用品の管理・整備(通年)実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ エアーベッド等装備 	 <p style="text-align: center;">R5. 11. 12開催 普通救命講習会の様子</p>
<p>広報委員会</p> <p>委員長 常盤淳子 副委員長 2名 委員 11名 協力員 3名</p> <p>担当副会長 鈴木忠勝</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の開催 (4月23日・6月11日・7月9日・9月17日・10月22日・ R6年2月25日) ● 広報紙「みやしも自治会だより」発行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間 4回(6月・9月・12月・3月)フルカラーにて発行 ・ 夏祭り特集号を臨時発行(9月) ● 自治会ホームページの管理・運営 (HP推進委員会) 累計約190,900アクセス(3,400増/年) ● 自治会全体の広報機能の支援(行事の広報等) ● 自治会活動紹介資料作成、関連諸団体との情報交換 ● 自治会行事等の写真撮影ほか 	 <p style="text-align: center;">広報委員は受付でも活躍しました</p>

令和5年度会計報告および令和6年度予算案

【一般会計の部】

《収入の部》

(単位:円)

NO.	項目	令和5年度予算	令和5年度決算	令和6年度予算案	備考
1	前年度繰越金	3,763,062	3,763,062	1,940,469	
2	自治会費(一般) (法人)	5,200,000	5,023,900	7,665,000	R.5上 4ヶ月分減額
		190,000	179,980	230,000	R.5上 2,300円減額
3	報 奨 金	811,500	817,729	770,000	
4	補 助 金	50,000	60,000	60,000	
5	雑 収 入	0	34	30,000	
6	会 館 使 用 料	0	120,220	120,000	
7	夏 祭 り 収 入	950,000	750,100	800,000	
収 入 合 計		10,964,562	10,715,025	11,615,469	

《支出の部》

4	文 化 費	1,595,000	1,265,693	1,550,000	
5	体 育 費	460,000	319,053	480,000	
6	福 祉 費	725,000	670,340	730,000	
7	環 境 費	135,000	107,480	135,000	
8	防 犯 費	198,000	127,800	198,000	
9	交 通 費	40,000	18,190	40,000	
10	防 災 費	160,000	186,884	160,000	
11	広 報 活 動 費	210,000	218,035	215,000	
事 業 費 合 計		3,523,000	2,913,475	3,508,000	
13	総 会 費	25,000	6,140	25,000	
14	研 修 会 費	435,000	304,074	440,000	
15	役 員 会 議 費	165,000	45,033	225,000	
会 議 費 合 計		625,000	355,247	690,000	
16	消 耗 備 品 費	210,000	103,189	240,000	
17	通 信 印 刷 費	1,496,000	1,483,069	1,523,000	
18	交 際 費 (慶弔費他)	610,400	178,000	580,000	
事 務 費 合 計		2,316,400	1,764,258	2,343,000	
19	自治会館維持費	1,412,400	1,195,056	1,422,400	
20	子供広場維持費	51,500	51,500	51,500	
維 持 費 合 計		1,463,900	1,246,556	1,473,900	
21	消 防 後 援 会 費	1,315,020	1,315,020	1,004,780	一般会費の20%
消 防 後 援 会 費 合 計		1,315,020	1,315,020	1,004,780	
23	補 助 金	200,000	200,000	230,000	注①
24	募 金	980,000	980,000	980,000	注②
25	予 備 費	541,242	0	1,385,789	
26	特 別 積 立 金	0	0	0	R5,R6年度積立せず
補 助 金 ・ 予 備 費 合 計		1,721,242	1,180,000	2,595,789	
支 出 合 計		10,964,562	8,774,556	11,615,469	
次 年 度 繰 越 金		0	1,940,469	0	
支 出 総 合 計		10,964,562	10,715,025	11,615,469	

注① 次年度補助金の内訳

高砂会: 80,000円 ドッジボール : 30,000円

囃子保存会: 70,000円 宮下太鼓保存会: 50,000円

注② 募金(980,000円)の内訳

日本赤十字社費;(300,000円) 赤い羽根募金;(250,000円)

年末助合い募金;(130,000円) 社会福祉協議会賛助会費;(300,000円)

【特別会計の部(自治会館補修等)】

前年度繰越金	利 息	特別積立金	次年度繰越金
6,019,062	52	0	6,019,114

※ 令和6年度 特別会計 予算案

① エアコン:700,000円 ② LED電灯交換:310,000円

計:1,010,000円

会計監査報告


1. 監査期日 令和6年 3月17日
2. 監査対象 令和5年度宮下自治会の予算執行
及び現金出納状況
3. 監査結果
 - (1) 予算執行状況
適切に執行されていることを認めます。
 - (2) 現金出納状況
令5年度の現金出納簿、預金通帳、現金に異常
のないことを確認しました。

宮下自治会

会計監査

赤松 徹 

会計監査

石井今朝太 

(第3号議案)

令和5年度 宮下消防団活動報告

1. 消防団とは

消防団は地域の有志の人々によって組織されており、ボランティア的な性格が強い組織ですが、市町村の公的な消防機関であり、特別職の地方公務員です。普段は自分の職業に就きながら、有事の際は消防職員と協力して火災の鎮圧及び災害救助に対応します。また、火災予防の普及広報活動、大規模災害発生時の対応、台風等の接近時は警戒活動も行います。活動の指示は基本的に相模原市消防本部より発令されます。

2. 活動内容

- (1) 火災の鎮圧、風水害に対する警戒、災害発生時の対応
- (2) 火災予防の普及、広報
- (3) 機材、設備の点検
- (4) 各種訓練、講習等

3. 令和5年度活動報告

- (1) 令和5年4/1～令和6年2/15までの出動概要

活動内容	出動件数	延べ人数
災害出動	1	4
講習、警戒	22	62
訓練	16	46
点検整備	21	78
合計	60	190

- (2) 講習、警戒、訓練の内容

講習会等	件数	警戒等	件数	訓練等	件数
部長会議	5	若葉祭りパレード	1	風水害対応合同訓練	1
ポンプ性能検査	1	宮下夏祭り警戒	1	星ヶ丘防災訓練	1
ファイヤースクール	1	すすきの夏祭り警戒	1	操法支援	6
消防団員指導者講習	1	天縛皇神社祭礼警戒	1	中央方面隊操法大会	1
宮下自治会定期総会	1	火災予防運動(春・秋)	2	小山連合防災訓練	0
		歳末火災特別警戒	6	中央方面隊防災訓練	1
		宮下だんご焼き警戒	1	出初式練習	5
				消防出初式(式典)	1
合計	9		13		16

4. 市内の火災発生状況(過去3年間)

項目	令和5年	令和4年	令和3年
火災発生件数(合計)	150	166	131
建物火災	97	93	71
林野火災	2	4	0
車両火災	7	20	13
その他火災	44	49	47

(第4号議案及び第10号議案)

宮下消防後援会 令和5年度決算及び令和6年度予算(案)

《収入の部》

(単位 円)

項 目	令和5年度予算案	令和5年度決算	令和6年度予算案	備 考
前年度繰越金	1,730,740	1,730,740	1,577,025	
宮下消防後援会費	1,315,020	1,315,020	1,004,780	
小山地区工場協議会	30,000	0	30,000	
すすきの町自治会	50,000	50,000	50,000	
向陽自治会	20,000	20,000	20,000	
すすきの向陽自治会	20,000	20,000	20,000	
丸山自治会	20,000	20,000	20,000	
雑収入	12	11	11	
合計	3,185,772	3,155,771	2,721,816	

《支出の部》


(単位 円)

項 目	令和5年度予算案	令和5年度決算	令和6年度予算案	備 考
環境備品費	200,000	196,055	230,000	
事務通信費	68,000	68,000	68,000	
分団運営費	72,000	82,000	88,000	
渉外費	230,000	132,459	200,000	
訓練講習費	220,000	130,830	220,000	
警戒費	200,000	177,560	200,000	
会議費	80,000	75,942	80,000	
団員手当て	600,000	600,000	600,000	
整備修繕費	30,000	12,280	30,000	
予備費	1,355,772	0	875,816	
後援会運営費	130,000	103,620	130,000	
次年度繰越金		1,577,025		
合計	3,185,772	3,155,771	2,721,816	

会計監査報告

1. 監査期日 令和6年3月17日
2. 監査対象 令和5年度宮下消防後援会・消防団の
予算執行及び現金出納状況
3. 監査結果
 - (1) 予算執行状況
適切に執行されていることを認めます。
 - (2) 現金出納状況
令和5年度の現金出納簿、預金通帳、現金に異常
のないことを確認しました。

宮下消防後援会

会計監査 石井今朝太 

会計監査 赤松 徹 

(第5号議案)

令和6年度 宮下自治会 役員名簿(案)

20区 116班

(会則第5条関係)

自治会名	宮 下 自 治 会		会長名	セキグチ クニオ 関 口 邦 夫			
令和6年3月1日現在		加入世帯数	: 1, 831世帯	回覧部数	227部	掲示板	14
配 布 物 送 付 先	副会長(1丁目担当)	山 崎 正 己			世 330	回 30	掲 2
		加 治 左 近			200	24	1
	副会長(2丁目担当)	原 常 夫			330	40	1
		鈴 木 忠 勝			350	34	2
	副会長(3丁目担当)	井 手 真 博			330	38	3
		佃 文 明			300	34	2
		五十嵐 昭 浩			270	27	3
					2,110	227	14

役 職	氏 名	住 所	電 話	所属区・班
会 長	関 口 邦 夫			3A-2
副 会 長 (環 境)	山 崎 正 己			1A-4
副 会 長 (文 化)	加 治 左 近			1C-2
副 会 長 (交 通・防 犯)	原 常 夫			2C-3
副 会 長 (広 報・事 務 局)	鈴 木 忠 勝			3B-3
副 会 長 (福 祉)	井 手 真 博			3A-5
副 会 長 (防 災)	佃 文 明			6E-5
副 会 長 (体 育)	五 十 嵐 昭 浩			3B-1
会 計	有 坂 洋 一			1C-3
〃	鈴 木 福 一			1B-8
事 務 局	篠 川 真 也			1A-8
〃	飯 塚 亜 希 子			5A-3
文 化 委 員 長	熊 谷 勉			1D-7
体 育 委 員 長	清 水 陽 子			4B-2
福 祉 委 員 長	大 石 芳 樹			2B-1
環 境 委 員 長	高 木 宏 政			1B-8
交 通 委 員 長	横 田 泰 之			2C-6
防 犯 委 員 長	日 高 幸 之 助			5B-4
防 災 委 員 長	前 川 祐 治			1A-8
広 報 委 員 長	常 盤 淳 子			4A-2
*会 計 監 査	石 井 今 朝 太			6D-5
〃	赤 松 徹			1B-8
*顧 問	贅 田 栄 一			1C-5
〃	石 井 今 朝 太			6D-5
〃	入 谷 利 郎			1D-7
山崎副会長	1A区長(防犯)	羽 染 大 輔		1A-5
	1B区長(文化)	栗 田 弘 一		1B-6
加治副会長	1C区長(体育)	佐 藤 和 彦		1C-7
	1D区長(広報)	大 宮 正 登		1D-1
原 副 会 長	2A区長(福祉)	原 京 子		2A-4
	2B区長(環境)	土 屋 均		2B-5
	2C区長(文化)	村 田 真 人		2C-4
鈴木副会長	3A区長(交通)	上 重 さゆり		3A-1
	3B区長(防災)	中 隈 清 輔		3B-4
	4A区長(体育)	繁 田 薫		4A-1
井手副会長	5A区長(防犯)	山 本 拓 也		5A-4
	5B区長(文化)	里 川 繁		5B-7
	6A区長(環境)	中 山 淳 子		6A-3
佃 副 会 長	6B区長(福祉)	坂 健 司		6B-1
	6C区長(防災)	石 丸 正 之		6C-2
	6D区長(交通)	北 條 志 津 子		6D-4
五十嵐副会長	4B区長(体育)	小 畑 弘 之		4B-2
	6E区長(防犯)	石 井 豊		6E-5
	6F区長(広報)	守 屋 路 晴		6F-3
	7 区 長 (体 育)	奥 富 智 美		7-5

* 会計監査及び顧問は、宮下自治会会則第5条 5)に基づく会長委嘱である。

令和6年度 宮下自治会役員（区長・班長）名簿

区	役職	氏名	備考	区	役職	氏名	備考	区	役職	氏名	備考
1 A	区長	羽染 大輔	⑤	2 C	区長	村田 真人	④	6 A	区長	中山 淳子	③
	1班長	鎌田 憲一			1班長	長谷川 澄男			1班長	中村 準一	
	2班長	空 き			2班長	空 き			2班長	由田 政博	
	3班長	木村 久代			3班長	勝田 良治			3班長	向山 高貴	
	4班長	田中 知子			4班長	佐々木 三男			4班長	寺田 圭吾	
	5班長	長沼 萌子			5班長	有川 光広			5班長	輿石 弘美	
	6班長	都築 幸恵			6班長	林 洋一			6班長	斎木 美春	
	7班長	田中 雄三			7班長	山崎 和也					
1 B	区長	栗田 弘一	⑥	3 A	区長	上重 さゆり	①	6 B	区長	坂 健司	①
	1班長	熊谷 建太			1班長	中島 正三			1班長	青木 秀十	
	2班長	岡田 トモ子			2班長	内山 昌子			2班長	空 き	
	3班長	関谷 定夫			3班長	春日 貴弘			3班長	野口 利光	
	4班長	三田 暢夫			4班長	小林 龍彦			4班長	赤間 平和	
	5班長	関口 貴博		5班長	新妻 利雄		5班長	岡本 善道			
	6班長	吉田 陽子		3 B	区長	中隈 清輔	④	6 C	区長	石丸 正之	②
	7班長	空 き			1班長	内田 美市男			1班長	野口 和代	
	8班長	大野 純			2班長	空 き			2班長	小林 孝夫	
	9班長	波多野 浩二			3班長	田代 久			3班長	空 き	
	10班長	佐々木 亜沙美			4班長	車戸 利恵子			4班長	坂本 裕子	
11班長	豊野 貢		5班長		藤井 真		5班長		空 き		
			6班長		田中 知美		6班長		富樫 重則		
			7班長	大嶋 茂樹		7班長	斉藤 優太				
						8班長	空 き				
1 C	区長	佐藤 和彦	⑦	4 A	区長	繁田 薫	①	6 D	区長	北條 志津子	④
	1班長	阿部 伊佐雄			1班長	渡辺 隆正			1班長	島袋 慶弘	
	2班長	出口 勝也			2班長	丸山 博史			2班長	松尾 憲史	
	3班長	佐久間 司朗			3班長	空 き			3班長	空 き	
	4班長	空 き			4班長	小林 健太郎			4班長	加藤 三郎	
	5班長	贄田 栄一			5班長	北畠 浩子			5班長	石井 今朝太	
	6班長	原 静男			6班長	中村 昌俊		6班長	長嶺 香奈子		
	7班長	関田 勝司			7班長	勝西 潤		6 E	区長	石井 豊	⑤
8班長	久保 善行		8班長		高柳 忠洋		1班長		飯島 敬治		
			9班長	中山 佳		2班長	佐藤 修一郎				
			4 B	区長	小畑 弘之	②	3班長		菅原 きよみ		
				1班長	阿部 大地		4班長		高村 淳也		
				2班長	宮保 哲朗		5班長		山田 正子		
			3班長	空 き		6班長	鈴木 保				
2 A	区長	原 京子	④	5 A	区長	山本 拓也	④	6 F	区長	守屋 路晴	③
	1班長	空 き			1班長	千葉 正宏			1班長	樋口 諒	
	2班長	山村 まさ子			2班長	空 き			2班長	鈴木 良司	
	3班長	原 聡			3班長	赤尾 依里			3班長	川野 丈夫	
	4班長	菊池 大祐			4班長	樋口 忠勝			4班長	石田 将基	
	5班長	茂木 泰義			5班長	米山 卓也		5班長	空 き		
	6班長	空 き			6班長	二田水 太		7	区長	奥富 智美	⑤
	7班長	飯島 悦子		7班長	近藤 康之		1班長		杉原 寿明		
	8班長	高木 忍		5 B	区長	里川 繁	⑦		2班長	森山 真伍	
	9班長	福元 伸一			1班長	久保田 孝美			3班長	小池 誠浩	
			2班長		空 き		4班長		水野 聡		
			3班長		鈴木 晴夫		5班長	堀内 奈保子			
			4班長		岡部 三千男						
			5班長		品川 伸洋						
			6班長		岡野 俊夫						
			7班長		林 啓一						
			8班長	荒川 未来							
2 B	区長	土屋 均	⑤								
	1班長	関口 嘉									
	2班長	空 き									
	3班長	灘原 悦子									
	4班長	田村 俊明									
5班長	松本 隆則										

※区長備考欄○数字は所属班です。
(令和6年度当初：20区116班)

(第6号議案)

令和6年度 宮下自治会 事業計画 (案) 1/2

◆・・・自治会内 ◇・・・自治会外

年 月 日	事業内容	専門委員会他
令和6年 4月	7日 ◆班長研修 (活動内容等説明) 26日 ◇小山地区自治会連合会総会 ◆自治会費集金 上期分 ◆自主防災隊編成届出 ◆青パト防犯パトロール (日中・夜間) ~通年~ ◆わんわんパトロール ~通年~ ◆道路標識、カーブミラー管理・補修 ~通年~ ◆防犯灯管理・補修 ~通年~ ◆さりげない見守り (要援護者) 活動 ~通年~	執行部・新区長・新班長 会長・副会長 会計 防災委員会 防犯委員会 防犯委員会 交通委員会 防犯委員会 福祉委員会
5月 26日	◇小山地区各種球技大会出場 (5月~11月) ◆道路標識、カーブミラー新設申請受付 5~6月 (7月提出) ◆防災用品棚卸 ◇小山公民館 市民健康まつり ◆市民清掃の日	体育委員会 交通委員会 防災委員会 体育委員会 環境委員会
6月 1日 15日 17日~21日 29日	◆「みやしも自治会だより」1号発行 ◆敬老記念品配布対象者の把握 (調査) ◆防犯灯新設申請受付 6月 (7月申請) ◆各種団体補助金支給 ◆夜間防犯パトロール ◇小山ふれあい広場一斉清掃	広報委員会 福祉委員会 防犯委員会 三役・各種団体 防犯委員会 執行部
7月 21日 27日	◆自主防災隊訓練 ◆夏祭り会場準備 小山ふれあい広場 ◆夏祭り納涼大会	防災委員会 文化委員会 文化委員会
8月 19日~23日	◆夜間防犯パトロール	防犯委員会
9月 1日 7日 16日 29日	◆「みやしも自治会だより」2号発行 ◇相模原市総合防災訓練 ◇小山地区ふるさとまつり 爽涼会 ◆敬老行事 (記念品配布) ◇小山地区自治連総合防災訓練 ◆宮下自治会防災訓練	広報委員会 防災委員会 文化委員会 福祉委員会 防災委員会 防災委員会
10月 6日 21日~25日	◆自治会費集金 下期分 ◇小山地区ふるさとまつり 地区運動会 ◆夜間防犯パトロール	会計 体育委員会 防犯委員会

令和6年度 宮下自治会 事業計画（案） 2/2

◆・・・自治会内 ◇・・・自治会外

年 月 日	事業内容	専門委員会他
11月 9日・10日	◆文化祭 ◆青パト実施者 講習会 ◆普通救命講習	文化委員会 防犯委員会 防災委員会
24日	◆市民清掃の日	環境委員会
12月 1日	◆「みやしも自治会だより」3号発行 ◆さりげない見守り活動 見守り協力者との意見交換会	広報委員会 福祉委員会
5日・11日	◇小山地区年末交通・防犯夜間パトロール	防犯委員会
16日～20日	◆歳末特別警戒・夜間防犯パトロール実施	防犯委員会
23日～27日	◆歳末防災パトロール実施（班別）	防災委員会
令和7年 1月 1日	◇小山地区自治連新春のつどい	会長・副会長
1月 13日	◆だんご焼き大会 もみの木広場	文化委員会
26日	◆役員研修	執行部・区長・協力員
2月		
3月 1日	◆「みやしも自治会だより」4号発行	広報委員会
2日	◆宮下自治会団地管理組合法人理事会	理事・監事・三役
2日	◆令和7年度自治会執行部役員推挙	執行部・新旧区長
2日	◆新旧区長引継ぎ・令和7年度区長研修会	執行部・新区長
16日	◆令和6年度会計監査	三役・会計
30日	◆令和6年度宮下自治会定期総会	事務局

* 防犯パトロール（青パト含む）：随時実施

※児童下校パトロール（ボランティア）：随時実施

※定例会議：区長会議・執行部会議：1回／月

※三役会議：適時開催

※専門委員会：随時開催

(第8号議案)

令和6年度 宮下消防後援会 役員名簿(案)

役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号
会 長	関 口 邦 夫		
副 会 長	田 野 倉 良 明		
”	鈴 木 福 一		
会 計 監 査	石 井 今 朝 太		
”	赤 松 徹		
会 計	嶺 岸 洋 幸		
”	山 崎 正 己		

令和6年度 宮下消防団 団員名簿

役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号
部 長	山 崎 翼		
副 部 長	木 村 幸 弥		
班 長	久 保 田 正 義		
班 長	久 保 田 和 夫		

令和6年度 宮下消防団活動計画 (案)

年間を通じ月2回の定例会合及び消防機材の点検整備を行い、災害発生時は消防本部からの指令により活動を行います。訓練、講習、警戒等の主な活動計画は次の通りです。

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ さくら祭り警戒
5	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)
6	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ 新入団員研修・普通救命講習・ 機関員講習・防災指導員講習・ 中級幹部研修・ 中央方面隊災害対応訓練
7	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ 宮下夏祭り納涼大会警戒
8	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ ポンプ性能検査・ すすきの夏祭り警戒・ 天縛皇神社祭礼警戒
9	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ 消防操法大会・ 宮下防災訓練
10	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ 団員と家族の運動会
11	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ 相模原市総合防災訓練・ 秋季火災予防運動(広報、消火栓点検)
12	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ 歳末火災特別警戒(26日～31日)
1	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ 消防出初式・ 宮下だんご焼警戒
2	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)
3	<ul style="list-style-type: none">・ 定例点検(2回)・ 春季火災予防運動(広報、消火栓点検)・ 宮下自治会定期総会

(第11号議案)

令和5年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業報告

不動産登記および不動産管理に関する事業報告はありません。

令和5年度・6年度 宮下自治会団地管理組合法人 役員名簿

宮下自治会団地管理組合法人会則第7条(役員の任期は2年)(令和5年3月26日開催の令和4年度定期総会にて承認済)

役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号
代 表 理 事	関 口 邦 夫		
理 事	贄 田 栄 一		
”	井 上 清		
”	石 井 今 朝 太		
”	村 瀬 守 男		
”	原 和 教		
”	井 上 喜 正		
監 事	水 落 眞 平		
”	入 谷 利 郎		

(第12号議案)

令和6年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業計画 (案)

不動産登記および不動産管理に関する事業計画はありません。

宮下自治会会則

第1章 総 則

第1条（名称及び事務所）

本会は、宮下自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条（目 的）

本会は、会員相互の親睦、地区住民の福利厚生、社会的文化的啓蒙、それに関係する法人諸団体との交誼をはかり、自治運営に寄与するとともに、宮下地区の発展と繁栄を期することをもって目的とする。

第3条（構成と組織）

本会は、宮下地区に居住する世帯主又はこれに準ずる者をもって会員として構成し、宮下地区を20区に区分して組織する。

第4条（事 業）

本会は、第2条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- 1) 地区内の防犯、防災、交通、環境等に関すること。
- 2) 地区内共同の福祉、文化、体育、広報等に関すること。
- 3) 宮下消防後援会の支援に関すること。
- 4) こばと児童館の支援に関すること。
- 5) 自治会館の維持運営に関すること。
- 6) 宮下自治会団地管理組合法人に関する諸事。
- 7) 会員等に対する、慶弔金に関すること。
- 8) 天災その他、不慮の災害等による弔慰金及び見舞金に関すること。
- 9) 公共の募金、交誼金に関すること。
- 10) 公的機関から斡旋された、物品の購入申込みに関すること。
- 11) 宮下地区においての公共的な事業、新設、増設、改修等については、執行部会において協議し、関係機関に上申する。
- 12) その他、目的達成のため必要と認めたこと。

第2章 機 関

第5条（役 員）

本会に次の役員を置く。

顧問若干名、会長1名、副会長若干名、会計2名、会計監査2名、事務局若干名、専門委員長若干名、区長若干名、班長若干名

- 1) 区長の選出は、各区において1名とする。
- 2) 班長の選出は、各班において1名とする。
- 3) 会長・副会長・会計・事務局・専門委員長〔以後「執行部」という〕は、旧執行部及び新旧区長にて推挙する。

但し、複数の候補者が出た場合は、選挙により得票数の多い方から被推挙者を決定する。

- 4) 会長・副会長・会計・事務局・専門委員長は、選出された区において、区長・班長を補佐する。
- 5) 会計監査及び顧問は、執行部会の承認を経て会長が委嘱する。
- 6) 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 7) 欠員のため補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8) 役員人事は、総会の承認を経るものとする

第6条（役員の仕事）

- 1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し会長に事あるときは、その職務を代行する。
- 3) 会計は、会計事務を担当する。
- 4) 事務局は、一般事務を担当する。
- 5) 専門委員長は、各専門委員会を総括する。
- 6) 会計監査は、会計を監査する。
- 7) 委員長及び区長は、本会の運営を企画し会務の審議に参加し、各委員会を担当して事業の執行に協力する。
- 8) 班長は、区長を補佐し、区長に事ある時は、その職務を代行する。

第7条（各委員会）

本会は、第4条の事業を行うために、次の専門委員会を置き、各事業を分掌する。

- 1) 専門委員会に委員長、副委員長、委員を置く。
- 2) 委員長、副委員長、委員は、それぞれ執行部員、区長、班長が兼務する。

体育委員会、文化委員会、福祉委員会、環境委員会
交通委員会、防犯委員会、防災委員会、広報委員会
なお、各専門委員会に必要なに応じ協力員を置くことができる。

第3章 会 議

第8条（会 議）

本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 1) 総会は、毎年1回定期総会を開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2) 総会の議長は、総会にて選出する。
- 3) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長裁決とする。
- 4) 役員会には、三役会、執行部会、区長会があり、必要に応じて会長が召集する。
 - (イ) 三役会は会長、副会長、会計で構成する。
 - (ロ) 執行部会は、会長、副会長、会計、事務局、専門委員長で構成する。
 - (ハ) 区長会は、会長、副会長、会計、事務局、専門委員長、区長で構成する。

第4章 資金・会計・予算

第9条（運営資金）

本会は、第2条の目的に従って事業を運営する。その資金は次の通りとする。

- 1) 会費は、一般会員と法人会員の会費からなる。
 - ① 一般会員の会費
 - (イ) 会員1世帯当たり月額で、自治会費350円とする。

なお、6ヶ月分(2,100円)を一括徴収とする。
(消防後援会費は一般会員前年実績額の20%とする)

- (ロ)途中入会世帯については、一定期間中(6ヶ月)の残月分を徴収する。
- (ハ)徴収方法は、上期分(4月～9月)を4月末日までに、下期分(10月～翌3月)を10月末日までに徴収することとする。

②法人会員の会費

自治会活動にご賛同の法人よりの会費で、原則として6ヶ月当たり3,500円以上とする。

- 2) 寄付金、補助金、助成金、その他雑収入等。

第10条(会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
但し、決算のため、出納は3月10日に締め切るものとする。

第11条(決算報告)

第10条に定める会計は、定期総会で決算報告をしなければならない。

第12条(予算)

本会の予算は、三役会で立案し、執行部会で審議の後、定期総会の承認を経て、新役員に引き継ぐものとする。

第5章 その他

第13条(会則の改正)

本会の会則は、総会において出席者の過半数の同意を得て、改正することができる。

第14条(会費の改正)

本会の自治会費及び消防後援会費は、必要に応じて改正される場合もある。
なお、この場合は総会の議決を経なければならない。

第15条(細則)

本会の会則施行につき必要な細則は、執行部会の議決を経て会長が別にこれを定める。

第16条

会員等の死亡等に対しては、別紙「慶弔規定」による。

第6章 付 則

- 1. この会則は、昭和61年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成元年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成4年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成11年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成13年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成14年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成18年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成20年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成26年4月1日より施行する。
- 1. この会則は、平成30年4月1日より施行する。

宮下自治会 慶弔規定

宮下自治会会員の慶事、弔事並びに病気災害見舞等に関して、下記の通り規定し実施する。

第1条（弔慰金(香典)）

1. 自治会員または、その同居家族が死亡した場合は、自治会名で香典5,000円を支給する。
2. 班長以上の現職役員が死亡した場合は、自治会名で香典10,000円のほか花環1基または、生花1籠を支給する。なお、自治会長経験者に対しても同様とする。
3. 自治会長経験者に対しては、上記のほかに会長名で香典10,000円を支給する。

第2条（見舞金(病気、火災等の災害)）

1. 現職役員が病気で2週間以上入院した場合は、見舞金を支給する。
執行部役員：10,000円 区長及び班長：5,000円
2. 1項に対しての支給は1回限りとする。
3. 上記項目以外の見舞金等については執行部会にて協議する。

第3条（表彰制度(感謝状と記念品贈呈)）

1. 区長以上の役員を連続して3か年以上務めた者には、感謝状と記念品を贈呈し表彰する。
記念品の金額は、勤続1年につき2,500円とする。
2. 1項のほかに自治会執行部会議にて表彰に値すると認められた場合は、感謝状に記念品を添えて表彰することができる。

第4条（付 則）

1. この規定は平成10年4月1日より施行する。
1. この規定は平成14年4月1日より施行する。
1. この規定は平成16年4月1日より施行する。
1. この規定は平成30年4月1日より施行する。

宮下自治会館管理運営規定

宮下自治会館運営委員会

- 第1条** この規定は、宮下自治会及び宮下自治会団地管理組合法人(以下「自治会」という)が管理する会館の使用並びに管理運営について必要な事項を定める。
- 第2条** 会館の名称は、宮下自治会館(以下「自治会館」という)と称する。
- 第3条** 自治会館は、自治会の集会及び研修、会員相互の親睦を図るため使用するものとする。
- 第4条** 自治会館の管理運営費は、運営費及び寄付金等を以て充当する。
- 第5条** 自治会館の円滑な管理運営を図るため、運営委員を選出し運営委員会を組織するものとする。
- 第6条** 運営委員及び運営委員会は、別に細則で定める。
- 第7条** 自治会館を使用するときは、運営委員会(館長)に申込み、使用許可を受けるものとする。
- 1) 前項の許可をする場合、管理上必要なときは条件を付けることがある。
 - 2) 次の各項に該当する場合は、許可をしないことがある。
 - (1) 建物、付属設備及び備品等を破損、または破損する恐れがあると認められるとき。
 - (2) 管理運営上支障があると認められるとき。
- 第8条** 自治会館を使用するものは、建物、付属設備及び備品等を損傷または破損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第9条** 自治会館は、原則として営利を目的として使用することは出来ない。
- 第10条** この規定に定めるもののほか、運営管理に必要な事項は、細則において定めるものとする。
- 第11条** この規定及び細則の変更は、運営委員会で定める。
- 第12条 (付 則)**
1. この規定は、平成2年5月1日から施行する。
 1. この規定は、平成14年4月1日から施行する。

宮下自治会館管理運営細則

宮下自治会館運営委員会

第1条 (運営委員会)

運営委員会は、宮下自治会の執行部役員をもって構成する。

第2条 (役員)

運営委員会に次の役員を置く。

- 1) 館長1名、副館長若干名、会計2名
- 2) 館長は、自治会長が、その任にあたる。
- 3) 副館長は、自治会副会長が、その任にあたる。
- 4) 会計は、自治会会計が、その任にあたる。
- 5) 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

第3条 (会議)

館長は、運営委員会を開催し、この会議の議長となる。

議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数の時は、議長が決定することとする。

第4条 (使用条件、使用申請等)

- 1) 自治会館を、宮下自治会館管理運営規定第3条以外に、使用することが出来る。
- 2) 自治会関連の各種団体・サークル・クラブ等で使用することを原則とする。
- 3) 使用するサークル、クラブ等においては、自治会会員が7割以上とする。
- 4) 使用希望者は、原則として使用の1週間前までに「自治会館使用申請書」に使用料を添えて自治会役員に申し込む。
「自治会館使用申請書」(別紙-1)は、自治会館に置く。
- 5) 自治会館の予約状況は自治会ホームページで公開する。
- 6) 自治会館の使用申込みは、使用月の3ヶ月前の1日から執行部役員が受付ける。電話での申請も可とするが、電話での申請後1週間以内に「自治会館使用申請書」に使用料を添えて正式な申込を行う。
- 7) 複数回使用する場合は、期間申請を受付ける。但し、申請期間は6ヶ月以内とし、継続する場合は、改めて申込みを行う。
- 8) 使用申請が重複し団体間で調整がつかない場合は抽選とする。抽選は使用月の2ヶ月前の1日に行う。
- 9) 予約は、自治会の重要な会議・行事のために運営委員会の判断により変更または取り消しを求めることがある。

第5条 (使用料)

自治会館の使用については、自治会役員の会議・行事等で使用する以外は全て有料とする。

ただし、自治会長が認めた場合には、この限りではない。

- 1) 自治会館の各階(1階・2階)ごとに …………… 1回につき500円

- 2) 使用時間帯（午前・午後・夜）ごとに…… 1回につき500円
原則として 午前 9:00 ~12:00
午後 13:00 ~17:00
夜 18:00 ~22:00

2つ又は3つの時間帯をまたぐ場合は、各々1回として使用料を納入する。

- 3) 冠婚葬祭で使用の場合（2日以内）…… 1回につき10,000円
4) 「自治会館使用申請書」を提出時に、使用料を納入する。
5) 納入した使用料は、原則として返金しないものとする。

第6条（使用上の注意）

- 1) 自治会館の鍵は、運営委員より使用当日に借用することを原則とする。
自治会館の鍵を複製して使用した場合には、以後の使用を許可しない。
- 2) 駐車場がないため、車での来館はご遠慮ください。
- 3) 節電、節水に努めること。
- 4) 近隣に迷惑をかけないように注意すること。
- 5) 使用した備品は所定の場所に返納すること。
- 6) 使用後は清掃を行い、ゴミは持ち帰ること。
- 7) 電気、エアコン、換気扇の消し忘れに注意し、施錠の確認をすること。
- 8) 会館使用記録簿に記入すること。
- 9) 建物、附属設備及び備品等を損傷又は破損した場合は、速やかに運営委員に申し出ること。
内容によっては、損害賠償をしていただくことがあります。
- 10) 会館の内外を問わず、事故についての一切の責任は負いません。
但し、設備の管理不備による事故の場合は、「自治会保険」適用となる場合があります。運営委員に確認してください。

第7条（付 則）

1. この細則は、平成2年5月1日から施行する。
1. この細則は、平成14年4月1日から施行する。
1. この細則は、平成29年3月26日から施行する。

宮下消防後援会会則

宮下消防後援会

第1条（名称及び事務所）

本会は、宮下消防後援会(以下「後援会」いう)と称する。

事務所を相模原市宮下本町2丁目2220番地 宮下自治会館内に置く。

第2条（構成員）

後援会の構成員は、宮下自治会員をもって構成する。

第3条（目的）

後援会は、会員の消防団活動に対する賛同と支援を得るとともに、会員相互の防火、防災に対しての意識の向上を図り、宮下地区の被災を防ぐことを目的とする。

第4条（後援会費）

前条の目的を遂行するために後援会費として自治会より申し受ける。

1)後援会費は、自治会一般会員前年実績額の20%とする。

第5条（役員）

後援会に、次の役員を置く。

会長：1名、副会長：若干名、会計監査：2名、会計：2名とする。

なお、役員は総会の承認を経るものとする。

第6条（役員任期）

1)役員任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2)欠員のため補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（役員職務）

1)会長は、後援会を代表し会務を総括する。

2)副会長は、会長を補佐し会長にことあるときは、その職務を代行する。

3)会計監査は、会計を監査する。

4)会計は、会計事務を担当する。

第8条（会議）

後援会の会議は、総会および役員会とする。

1)総会は、毎年1回定期総会を開催する。定期総会は宮下自治会の定期総会に併設して同時に開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2)総会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長裁決とする。

3)総会の主な業務は、会則の改廃に関する事。予算ならびに決算を承認すること。

4)その他、必要と認められた事項を決定すること。

5)役員会は、必要に応じて会長が召集する。なお、緊急時には役員が臨時に召集することもできる。

第9条（会計年度および予算）

後援会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

会計担当は、定期総会で決算報告をしなければならない。

後援会の予算は、定期総会に上程し、総会の承認を経るものとする。

第10条（付則）

1. この会則は、平成13年4月1日に制定し、同日より施行する。

1. この会則は、平成18年4月1日より施行する。

宮下自治会団地管理組合法人 会則

宮下自治会館運営委員会

第1条 (名称及び事務所)

本法人は、宮下自治会団地管理組合法人（以下「法人」という）と称する。

事務所を相模原市宮下本町2丁目2220番地 宮下自治会館に置く。

第2条 (構成員)

本法人の構成員は、宮下自治会会員とする。

第3条 (目的)

本法人は、宮下自治会が所有または所有しようとする不動産に関する登記簿等の諸手続き及び当該不動産の財産管理を行うことを目的とする。

第4条 (事業活動)

本法人は、宮下自治会の指導、監督の基に事業活動を行うものとし、おおむね次の事業を行うものとする。

- (1) 宮下自治会のためにする不動産の所有及び所有のための諸手続きに関すること。
- (2) 前項のほか、宮下自治会から依頼された財産の管理に関すること。

第5条 (役員)

本法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 6名
- (3) 監事 2名

前項の役員は、宮下自治会員の推薦または互選により、総会において選出し、総会の承認を経るものとする。

第6条 (役員職務)

- (1) 代表理事は、本法人を代表し、自治会からの依頼に基づき不動産に関する諸手続きを行うとともに、関係書類、印鑑等を管理保管する。
- (2) 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本法人の事務処理及び会計を監査する。

第7条 (役員任期)

- (1) 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 欠員のため補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 (会議)

- (1) 本法人の会議は、総会及び理事会とする。
- (2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長が決することとする。

第9条 (総会の構成と権限)

総会は、宮下自治会会員をもって構成し、次の権限をもつ。

- (1) 会則を設け、または改廃すること。
- (2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を承認すること。

(3) その他代表理事が必要と認めた事項を決定すること。

第10条（理事会の構成と権限）

理事会は、理事をもって構成し、次の権限をもつ。

- (1) 総会で決定された事項を処理すること。
- (2) 理事会に委任された事項を処理すること。

(3) 本法人の運営に必要な事項を企画立案及び実施すること。

第11条（総会の招集等）

- (1) 総会は、代表理事が必要と認めたとき、または、自治会会員の5分の1以上の請求があったときに代表理事が招集する。
- (2) 総会の議長は、総会にて選出する。

第12条（理事会の招集等）

理事会は、必要に応じて代表理事が招集し、代表理事が議長となる。

第13条

この会則に規定のない事項は、すべて建物の区分所有等に関する法律、その他の法令によるものとする。

第14条（付 則）

1. この会則は、平成2年5月1日から施行する。
1. この会則は、平成14年4月1日から施行する。

宮下自治会 個人情報取扱方針

(目的)

第1条 本会実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において掲げる用語の意義は以下の通りとする。

実施機関 宮下自治会の執行部および当該年度の区長、班長を含む役員をいう。

個人情報 個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

第3条 実施機関は、この方針の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。実施機関の役員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(責務)

第4条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(自治会会員の役割)

第5条 自治会会員は、個人情報の保護の重要性を認識し、本会が発行した名簿等の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることとする。

(周知)

第6条 個人情報取扱いの方針は、総会資料、または回覧で会員に周知することとする。

(個人情報の取得)

第7条 実施機関は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、その目的の達成のために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 自治会員名簿・役員名簿・委員会名簿等の作成及び地図の作成等
- (3) 緊急時・災害時の連絡網及び要支援者リストの作成等

(管理)

第9条 個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 取得した個人情報をパソコン等でデータ化する場合は、そのデータの存在する機器が盗難にあわないように保管するとともに、データにパスワード等を設定し、必要以外の者がアクセスできないように管理する。
- 3 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第10条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 自治会連合会、学校、これらに準じる公共目的の団体に協力する必要がある場合
- (6) その他、自治会であらかじめ決めた提供先に協力する必要がある場合

(付則)

- 1 この方針は総会において出席者の過半数の同意を得て改訂することができる。